

Title	金融機関の預金者に対する預金取引経過開示義務について : 最一小判平成21年1月22日判決(民集63巻1号228頁)
Sub Title	L'obligation de rendre compte du banquier
Author	高, 秀成(Ko, Hidenari)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2011
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.19 (2011. 3) ,p.537- 576
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	豊泉貫太郎教授, マキロイロバート教授, 退職記念号 = Essays Commemorating the Retirement of PROFESSOR TOYOIZUMI KANTARO, PROFESSOR ROBERT MCILROY Presented by Their Colleagues and Former Students 判例研究
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20110325-0537

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

金融機関の預金者に対する 預金取引経過開示義務について

——最一小判平成21年 1 月22日判決（民集63巻 1 号228頁）——

高 秀 成

- 一. はじめに
- 二. 本判決
- 三. 従来の裁判例等
- 四. 預金取引経過開示義務の法的根拠について
- 五. 共同相続人の一人による預金取引経過開示請求権の行使について
- 六. まとめ

一. はじめに¹⁾

本判決は、預金者の共同相続人の一人が被相続人名義の預金口座についてその取引経過の開示を求める権利を単独で行使することができるとしたものである。この問題については、下級審の判断が分かれており、預金取引経過開示義務を否定した判決について上告受理申立てを不受理とした最高裁決定が存した状況のもと、少なからぬ実務上の混乱が存した。本判決は、最高裁の見解を示すことにより、かかる実務上の混乱に終止符を打った点において大きな意義を有するものと評価される。

さらに、従来裁判例が付随義務を根拠として預金取引経過の開示を認めてきたことに対し、本判決は、預金取引のなかに委任事務ないし準委任事務（以下

ではことわりのない限り、双方を指すものとして「（準）委任」と表記する）としての性質を有する取引が存することから、端的に委任契約に関する報告義務の規定から預金取引経過開示義務を導き出した点に特徴が存する。この点は、従来議論のあった預金契約の性質論について最高裁が一定の見解を示したものと見うることからも重要である。また、本判決は共同相続人の一人による預金取引経過開示請求権の行使を認めるにあたっても興味深い判断をしている。

本稿は、従来の裁判例と比較しつつ、これら本判決の判断構造について検討することを主な目的とする。加えて、近年の準委任の制度設計に関する議論や、「財産管理」的要素を基軸に本判決を分析する見解を参照しつつ、本判決による委任の規定の適用手法の射程についても若干の考察を加えることとしたい。

二、本判決

【事実の概要】

Aは、Xの父であり、BはXの母である。Aは平成17年11月9日に、Bは平成18年5月28日に、それぞれ死亡した。被上告人はA及びBの共同相続人の一人である。平成17年11月9日当時、AはY信用金庫甲支店において1口の普通預金口座と11口の定期預金口座を有しており、Bは同支店において1口の普通

1) 本件に関する評釈として、関沢正彦「本件判批」金法1865号6頁（2009）、塩崎勤「本件判批」民事法情報274号45頁（2009）、清水恵介「本件判批」金商1311号194頁（2009）、遠藤曜子「本件判批」金商1321号20頁（2009）、吉永一行「本件判批」法セ657号124頁（2009）、吉岡毅「本件判批」銀法21・700頁24頁（2009）、吉岡伸一「本件判批」銀法21・708号78頁（2009）、須磨美博「本件判批」銀法21・710号16頁（2009）、水野貴浩「本件判批」判タ1298号78頁（2009）、堂園昇平「本件判批」金法1876号7頁（2009）、村重慶一「本件判批」戸籍時報649号71頁（2009）、渡辺達徳「本件判批」法教353号セレクト20頁（2010）、吉田光碩「本件判批」リマークス40号34頁（2010）、野村豊弘「本件判批」ジュリ1398号95頁〔平成20年重判〕（2010）、森永淑子「本件判批」福岡大学法学論叢54巻4号337頁（2010）、淺生重機ほか「〈座談会〉預金者の取引経過開示請求権に係る最高裁判決が金融実務に及ぼす影響」金法1871号6頁（2009）など。

預金口座と2口の定期預金口座を有していた。

Xは、Yに対し、A名義の上記各預金口座につき平成17年11月8日及び同月9日における取引経過の開示を、B名義の上記各預金口座につき同日から平成18年2月15日までの取引経過の開示を、それぞれ求めたが、Yは、他の共同相続人全員の同意がないとしてこれに応じなかった。

【本件第一審判決】

第一審判決は、「Xは、Bの共同相続人の一人として、被相続人である預金者Bの預金口座について、預金先であるYに対し、同預金口座の取引経過明細の開示を求めるものであるが、預金者の共同相続人であるYが、被告に対し上記開示を強制することができると解すべき法律上の根拠はない（最三判平成17年5月20日金融法務事情1751号43頁）から、Xの請求は失当である」として、Xの請求を棄却した。

これに対し、Xが、請求の認容を求めて控訴した。また、控訴審において、亡Aの共同相続人の一人として、亡Aの預金先であるYに対し、亡B名義の預金口座について、亡B生存中である平成17年11月8日から同月9日までの預金取引経過を開示するよう求める訴えを追加した。

【本件原審判決】

原審は、Yの普通預金規定および各種定期預金規定の内容、そして実際の運用について詳細に認定したうえで、Xが、自己の預金口座の取引経過の開示を請求する権利を有するか否かについて次のように判断した。

「被控訴人と預金者との間の預金契約は、基本的には、消費寄託契約であるが、単なる消費寄託契約にとどまらず、各種公共料金や定期的な支払金の自動支払、送金、振替、証券類の受入れ等の委任契約に基づく事務としての性質も併有し、かつ、預金者に通帳を交付する場合は、その口座で取り扱われる取引については、すべて通帳に記帳して預金者に開示し、取引経過や残額等を通帳上明らかにすることになっているものと解される。これらの取引の中には、……（中略）

……書面が交付されないものもあり、預金者は、預金通帳の記載によらなければ、個別の取引に従って増減する預金残高を正確に把握することは困難である。また、預金者が、相当期間通帳に記帳しないでいると、……（中略）……取引経過を確認することができなくなる場合がある。このような場合に、取引経過の開示が認められないと、預金者は、取引経過を知り得る手段がないことになり、入出金の誤りや誤算の有無の確認をすることができず、不利益を被る可能性がある。

他方、金融機関は、業務として、一定期間は取引経過を記録して保存していることは明らかであり、近時、コンピューター等による事務処理が採用されていることからすると、一般にこれを開示することが困難であるとはいえない。

以上を総合すると、被控訴人は、預金者から取引経過の開示を求められた場合には、その開示要求が濫用にわたると認められるなどの特段の事情のない限り、上記のような性質を有する預金契約に付随する義務として、信義則上、預金取引経過を開示すべき義務を負うものと解すべきである。

次に、預金契約者の共同相続人の一人が、被相続人の預金に関する取引経過の開示請求権を有するか否かについて検討する。

預金債権のような金銭債権は可分債権であるから、……（中略）……相続開始後は、各相続人は、その相続分に応じ、それぞれ単独の預金者として金融機関に対し預金債権を有していることになる。そうすると、単独の預金者である各相続人は、……（中略）……自己の預金に関する取引経過の開示を求める権利を有し、銀行はこれを開示すべき契約上の義務を負うこととなる。そして、各相続人の有する預金に関する取引経過には、相続開始前、すなわち、被相続人が預金者であった当時の預金に関する取引経過が当然に含まれるから、結局、各相続人は、金融機関に対し、被相続人名義の預金について取引経過の開示を求める請求権を有すると解すべきである」として、Xの請求を認容した。

【本判決】

上告棄却

「預金契約は、預金者が金融機関に金銭の保管を委託し、金融機関は預金者に同種、同額の金銭を返還する義務を負うことを内容とするものであるから、消費寄託の性質を有するものである。しかし、預金契約に基づいて金融機関の処理すべき事務には、預金の返還だけでなく、振込入金の実入れ、各種料金の自動支払、利息の入金、定期預金の自動継続処理等、委任事務ないし準委任事務（以下「委任事務等」という。）の性質を有するものも多く含まれている。委任契約や準委任契約においては、受任者は委任者の求めに応じて委任事務等の処理の状況を報告すべき義務を負うが（民法645条、656条）、これは、委任者にとって、委任事務等の処理状況を正確に把握するとともに、受任者の事務処理の適切さについて判断するためには、受任者から適宜上記報告を受けることが必要不可欠であるためと解される。このことは預金契約において金融機関が処理すべき事務についても同様であり、預金口座の取引経過は、預金契約に基づく金融機関の事務処理を反映したものであるから、預金者にとって、その開示を受けることが、預金の増減とその原因等について正確に把握するとともに、金融機関の事務処理の適切さについて判断するために必要不可欠であるといえることができる。

したがって、金融機関は、預金契約に基づき、預金者の求めに応じて預金口座の取引経過を開示すべき義務を負うと解するのが相当である。

そして、預金者が死亡した場合、その共同相続人の一人は、預金債権の一部を相続により取得するにとどまるが、これとは別に、共同相続人全員に帰属する預金契約上の地位に基づき、被相続人名義の預金口座についてその取引経過の開示を求める権利を単独で行使することができる（同法264条、252条ただし書）というべきであり、他の共同相続人全員の同意がないことは上記権利行使を妨げる理由となるものではない。

上告人は、共同相続人の一人に被相続人名義の預金口座の取引経過を開示することが預金者のプライバシーを侵害し、金融機関の守秘義務に違反すると主

張するが、開示の相手方が共同相続人にとどまる限り、そのような問題が生ずる余地はないというべきである。なお、開示請求の態様、開示を求める対象ないし範囲等によっては、預金口座の取引経過の開示請求が権利の濫用に当たり許されない場合があると考えられるが、被上告人の本訴請求について権利の濫用に当たるような事情はうかがわれない。

以上のとおりであるから、被上告人の請求を認容した原审の判断は、結論において是認することができる。論旨は採用することができない。」

三. 従来の裁判例等

本判決に先立ち、預金取引経過開示義務を否定した裁判例および肯定した裁判例がそれぞれ存する。また、預金取引経過開示義務を否定した事案の控訴審判決についての上告受理申立てについては不受理決定がなされている。以下のとおり、本稿での検討の前提として紹介しておく²⁾。

1. 預金取引経過開示請求を否定した事例

【A】わかしお銀行事件第一審判決：東京地裁平成14年8月30日判決（金法1678号65頁）

「預金契約に関する被告の総合口座取引規定（《証拠略》）、通帳式自動継続自由金利型定期預金規定（《証拠略》）には、被告が預金口座の取引明細を開示する旨の規定は存しない。また、預金契約は消費寄託契約と解されるところ、消費寄託契約につきその種の義務を定めた規定は存しない。銀行法その他法令をみても、原告が主張する義務を定めた規定は存しない。」

【B】わかしお銀行事件控訴審判決：東京高裁平成14年12月4日判決（金法1693号86頁②事件）

2) 以下に付した裁判例の名称は座談会・前掲注1)および関沢・前掲注1)に依拠した。

「預金契約の法的性質は……（中略）……金銭の消費寄託契約に当たると解されており、したがって、消費貸借契約の規定が準用になる（民法666条）ところ、金銭消費貸借契約に関しては、契約当事者間において、貸主から借主に対し、その取引経過明細の開示を求めることができる旨の法令上の根拠は存しない。」

「控訴人は、また、信義則を根拠に、銀行が預金者に対して当該預金口座の取引経過明細について開示義務がある旨主張する。しかしながら、信義誠実の原則は、……（中略）……、およそ銀行と預金者との間において一般的に預金者がその預金口座の取引経過明細の開示請求権を有するかどうかという一般的な解釈問題についてまで妥当するものとは解し難く、この点の控訴人の主張も採用の限りでない。

もっとも、実際の預金関係実務ないし預金取引の実態においては、……（中略）……預入れと払戻しの反復、給料等の振込み、公共料金の振替送金、重要な財産上の取引の決済等が行われており、……（中略）……、預金契約関係は、委任ないし準委任類似の契約関係を含む場合もあると見る余地も皆無とはいえず、個々の事案の具体的な取引ないし契約内容いかん（ただし、本件においてはその点の具体的な立証がない。）によっては、その法的性質がすべて純然たる消費寄託契約関係にとどまるものというべきか、全く疑義が残らない場合ばかりではないといえよう。加えて、銀行においては、一般的に、預金者ないし預金者として確定した者に対しては、その求めに応じ、その預金通帳に預入れ、払戻し、振替送金、払込み受入れなどを記帳するなどの方法により、預金口座の取引経過明細の開示をする扱いがされており、弁論の全趣旨に照らすと、被控訴人も同様の扱いをしていることが認められる。」

以上のように、預金取引経過開示請求権を否定したうえで、単独行使の可否については以下のように判断している。

「銀行預金債権も、金銭債権と認められる限度では可分のものであるから、預金者の死亡により、各相続人相続分に依じて当然に分割承継されて各相続人に帰属することになる。したがって、各相続人は、銀行に対し、その相続分の割合に応じて分割承継した分の預金債権の払戻しを求めることができるものと

いえる。しかしながら、……（中略）……預金口座の取引経過明細の開示を受け得る地位に……（中略）……は、預金者すなわち預金契約当事者としての地位に由来するものであり、このような預金契約当事者としての地位は、一個の預金契約ごとに一個であって、これを可分のものと観念することはできないから、預金者を被相続人とする共同相続人の一人は、いまだ遺産分割等が行われていない段階においては、単独でその地位を取得するに至らず、したがって、そのような相続人は、単独で銀行に対しその開示を請求したとしても、銀行がこれに応じないときには、強制的に銀行をしてその開示をなさしめることはできないものといわざるを得ない。」

【C】わかしお事件最高裁決定：最高裁第三小法廷平成17年5月20日決定（金法1751号43頁）

「民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。」

「本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。」

2. 預金取引経過開示請求を認めた裁判例

【D】東京都民銀行事件：東京地裁平成15年8月29日判決（金法1697号52頁）

「預金者が銀行に対し自己の預金債権に関する取引経過の開示を請求する権利を有することを規定している法令はなく、被告の総合口座取引規定や普通預金規定（《証拠略》）にもその旨の定めはない。

しかしながら、今日における預金契約は、単なる民法上の消費寄託契約であるにとどまらず、各種公共料金や定期的な支払金の自動引落とし、クレジットカードの決済、送金、振替等の各種サービスの複合した契約であり、それぞれに銀行に対する手数料がかかることがあって、その取引経過は……（中略）……

明確に認識しないまま多数の取引が自動的に又は他者の行為によって行われていくことも少なくない。……（中略）……預金の増減の正確な把握は、預金者にとり重大な利害関係を有する事柄である。この取引経過は、通常は、預金通帳、取引明細表等に記入することによって預金者に通知されることになっているが、これが銀行の任意のサービスであって契約上の義務ではないと解すべきでないことは、通帳不発行口以外は通帳を発行し、通帳不発行口においては取引明細を取引明細票に記載して交付する旨の定めがある被告の総合口座取引規定や普通預金規定に照らし、明らかである。銀行が預金に関する取引経過を預金者に通知することは、上記のような預金契約における銀行の債務の内容を成していると解すべきである。

ところで、……（中略）……現在においては、取引の都度その経過が通帳に記入されるのではなく、後日になってまとめて記帳されることも多いところ、その際、複数の取引が合算して記帳され、その明細までは記帳されない場合がある。この場合、……（中略）……こまめに記帳をする手間を惜しんだ預金者は、その明細を知り得なくてもやむを得ないというのは、今日における預金取引の実情に合わない議論であり、銀行が取引経過を記録してこれを開示することは困難を強いるものではないことなどをも考慮すると、預金者は銀行に対し合算して記帳された取引の明細を開示するよう請求することができ、銀行はこれに応ずべき契約上の義務を負うというべきである。そして、合算して記帳されたために預金者が明細を知り得ない場合だけでなく、通帳等の紛失その他何らかの事情で通帳等により取引経過を確認することができない預金者が、銀行に対し、取引経過の開示を求めた場合にも、銀行は、可能な限度において、取引経過を開示すべき義務を負うものと解するのが相当である。そして、この請求は、複数の預金口座がある場合には、各口座ごとにすることができるものというべきであり、預金者がすべての預金口座の取引経過の開示を求めたときは、銀行は、各口座ごとに取引経過を開示すべきである。この義務は、明示の条項はないものの、前記のような預金契約の内容に照らし、預金契約に当然に付随する契約上の義務であると解される。」

「相続開始後は、被相続人の有した預金債権は、相続分の割合に応じて分割され、各相続人がそれぞれ単独の預金者として銀行に対し預金債権を有していることになる。しかも、当該相続分の限度においてはあがあるが、各相続人は、預金債権の包括承継人であり、被相続人の有していた契約上の地位を一般的に承継取得したものというべきである。そうすると、単独の預金者である各相続人は、銀行に対し、預金残高のみにとどまらず、自己の預金に関する取引経過の開示を求める権利を有し、銀行はこれを開示すべき契約上の義務を負うというのが相当である。そして、各相続人の有する預金に関する取引経過は、被相続人の有していた預金に関する取引経過そのものであるから、結局、各相続人は、銀行に対し、被相続人名義の預金につき取引経過の開示を求める請求権を有するということができる。」

【E】びわこ銀行事件：大阪高裁平成15年9月18日判決（金法1693号86頁）

事案は、共同相続人による預金取引経過開請求によるものとは異なり、宗教法人Xの代表者としての地位を失ったZが行っていた預金取引について、宗教法人XがY銀行に対し、本件預金口座（開設時から平成5年3月4日まで）の出入金の明細、顧客勘定元帳の開示、写しの交付等を請求したというものである。第一審判決（大津地裁）がXの請求を棄却したため、Xが控訴し、予備的に、本件預金等の出入金の明細が記入された預金通帳の再発行を請求したところ、Zが当事者参加し、X、Yに対し、本件預金口座のうち、平成5年4月22日以降のものがZに帰属したことの確認、Yに対し、本件預金口座のうち、平成5年4月22日以降のものの開示の差止めを請求した。

「銀行と預金者との間の普通預金取引を法的に分析すれば、預金の預入れ及び払戻しは、消費寄託契約に基づくものであり、その他の取引については、消費寄託契約に基づく預入れ及び払戻しと一体となった（準）委任契約に基づく事務としての性質を有しているというべきである。すなわち、証券類の受入れは、取立事務（準委任）を経た預入れ（消費寄託）、振込金の受入れは、振込金の受領手続（準委任）と預入れ（消費寄託）、自動支払や振込みは、払戻し（消費寄託）と支払先への送金事務（準委任）を一連の事務として遂行されるもの

と解される。」

「ところで、普通預金は反復して預入れ及び払戻しがなされることを予定し、かつ、上記のような出納事務等もその中に組み入れられて行われているものであって、預金の増減等の取引経過は、各種の契約内容ないし契約の結果そのものであるから、預金者から、過去の取引経過の報告を求められた場合、銀行において、これを法的に分析し、(準)委任契約に係る部分のみを抽出して、民法645条(受任者は委任者の請求あるときは何時にても委任事務処理の状況を報告し又委任終了の後は遅滞なく其顚末を報告することを要す。)に基づく報告を行い、それ以外の部分は報告を拒否することにつき正当な利益を有するということは通常考えられない。また、預金者においても、出納事務のみを抽出した報告では、その結果、預金残高がどのように変化したかを容易に理解できなくなるのであって、預金者の一般的な期待に沿うものとも言い難い。」

「上記……(中略)……のような諸事情を総合すると、預金契約について、同契約に基づくすべての取引について、預金者が入出金の明細についての情報の開示を求めた場合は、金融機関は、預金契約に付随する義務として、出納事務に限らず、その取引の全体について開示すべき義務があると解するのが相当である。」

四. 預金取引経過開示義務の法的根拠について

1. 従来の預金契約の性質についての議論

本判決は、預金契約に基づく取引につき、委任事務ないし準委任事務(以下の記述においては、特に断りのない限り、「委任」をもって委任および準委任の両方を指すものとする)の性質を有するものと判断している。他方、預金取引経過の開示とは別の文脈において、そもそも預金契約がいかなる性質を有するものであるかについては、従来議論があったところであり³⁾、概略、以下のよう

3) これに対し、内田貴『民法Ⅱ 債権各論〔第2版〕』287頁(東京大学出版会、2007)は、預金契約は実際は、約款などによるので、性質論に実益がないと述べている。

展開を経ている⁴⁾。本判決の分析の前提として、簡単に概観しておく。

まず、伝統的な見解は、預金契約の預金者と預金受入機関、特に銀行との間の、金銭の預入れ・保管・返還という法律関係に注目し、このような法律関係を消費寄託⁵⁾と解してきた。これに対し、無名契約説は、預金契約は、「元来、近代的な銀行経営にともなって発達した特殊の典型化された契約であり」、「預金契約の解釈は、主として当事者間の協定や慣習により、その足らざる所は寄託や消費貸借（民法666条参照）ないし委任の規定の類推適用によって補う」とする⁶⁾。これら無名契約説よりも踏み込んで、預金契約において銀行が提供するさまざまなサービスにも注目したうえで、預金の本質的な機能は消費寄託としての性格を持つが、振込金の受入れ、公共料金等の自動支払い、ネットバンクなどによる決済等の顧客サービス部分は委任契約と構成できるとし、預金契約は、端的に委任契約と消費寄託契約が複合したものであるとする見解も示されていた⁷⁾。

他方、近年においては、普通預金や当座預金などの流動性預金口座に係る預金取引の構造を明らかにする研究が相次いで登場しており、一連の裁判例あるいは本判決の分析においても重要な位置を占める。

特に、振込取引の基礎に委任契約が存することが森田宏樹教授によってすでに指摘されていた点は重要である。つまり、預金口座に対して第三者から振込みがなされた場合には、金融機関はこの振込金を預金口座に受け入れて預金債権を成立させる義務を負っていることから、流動性預金口座にかかる預金契約は、預金口座を管理する金融機関に、預金者の受任者として、第三者からの振

4) 近時において、預金契約の包括的な検討を行ったものとして、織田博子「非典型契約の総合的検討(5) 預金契約」NBL925号109頁以下（2010）がある。本文での預金契約の性質論の分類は同論文を参考とした。

5) 梅謙次郎『民法要義巻之三（債権編）』779頁（有斐閣書房、1897年）、我妻栄『債権各論 中巻二』729頁（岩波書店、1964）など。

6) 幾代通＝広中俊雄編『新版注釈民法(16)』（中馬義直執筆部分）396頁（有斐閣、1989）。

7) 堀内仁＝戸冨育夫＝川田悦男＝高橋進＝大島鋼一＝西尾信一『新銀行実務総合講座 ① 預金・付随業務』（堀内仁執筆部分）11頁（金融財政事情研究会、1987）。この見解は、織田・前掲注4）113頁において、混合契約説と併せて紹介されている。

込金を受け入れる権限と義務を付与する包括的な委任契約の側面を有している。そして、預金口座に係る金銭を資金として、第三者に対する振込みや振替えを行う場合においては、金融機関が自己の名で、かつ預金者の計算で振込みまたは振替先の金融機関に対して第三者の口座にかかる預金を成立させることを委託する契約の締結を委託するものであり、委任契約の性質を有するものとされる⁸⁾。

以上の分析の基礎には、①普通預金や当座預金といった決済預金口座の開設によって当事者間に設定される基本契約と、それを前提とした、②個別の振込の実行としてなされる被仕向銀行の入金記帳によって預金債権を成立させる個別契約との区別が存する⁹⁾。この考え方によれば、預金債権の帰属主体（債権者）としての預金者と口座の利用権限を有する預金者（預金契約上の地位）とが区別されるべきと主張される¹⁰⁾。さらに、より近時においては、普通預金契約につき、個別取引によって金銭消費寄託その他の役務の提供がなされることを保障する枠組みを提供する、期間の定めのない継続的契約であるとするものもある¹¹⁾。

8) 以上につき、森田宏樹「振込取引の法的構造—『誤振込』事例の再検討」中田裕康＝道垣内弘人編『金融取引と民法法理』151-161頁（有斐閣、2000）。また、民法（債権法）改正検討委員会編『詳解債権法改正の基本方針Ⅴ 各種の契約(2)』227頁（商事法務、2010）。

9) 森田・前掲注8) 170頁において、「①の基本契約というのは、第三者から将来に振込があった場合にはそれを預金口座に受け入れて預金債権に組み入れる（つまり、入金記帳する）という義務を被仕向銀行に課するという包括的な委任契約に加えて、預金口座に組み入れた振込金を預金債権として預かるという一般的義務を負わせるという契約（消費寄託契約の予約または諾性的消費貸借契約）からなる複合的な契約関係である（普通預金規定3条、当座預金規定4条）。この基本契約は当事者間に生ずべき権利義務関係を定める枠契約であり、預金残高がゼロになっても存続する契約関係である。

これに対し、②の個別契約というのは、実際に銀行が個別の振込金を受取人の預金口座に受け入れた場合には、その振込金を預金口座に預かることにより具体的な預金債権を成立させる個別の消費寄託契約である。この個別の消費寄託契約は、第三者から振込がなされた時点で、その都度、預金口座に既存の残高に振込金を加えた金額分について成立するものである」と述べられている。

10) 森田宏樹「判批」ジュリ1269号〔平成15年重判〕84頁（2004）。

11) 中田裕裕「銀行による普通預金の取引停止・口座解約 普通預金に関する最近の法的諸問題＜金融法学会第22回大会資料＞」金法1746号17頁（2005）。

2. 裁判例等の分析

(1) 預金取引経過開示義務を否定した裁判例等について

【A】わかしお銀行事件第一審判決および【本件第一審判決】は、伝統的な消費寄託契約説に立脚するものと見られる。かかる判決の「実質的な考慮としては、(i)預金であれば通帳記帳は通常1回はできる（する機会がある）のだから、それを記帳後紛失したとか、（誰かに占有されて）事実上見られない等の事情は預金者側の事情といえるし、現実の運用としても、何年も記帳しない預金者に対しては通常『合計記帳』という形で処理されるという方法が定着している、(ii)記帳（の機会付与）の後のデータの保存はむしろ、銀行が（預金者側との将来の紛争に備えて）自己の利益のためにしているものであって、その開示を求められる理由はない、という価値判断がある」ものと推測されている¹²⁾。他方、【B】わかしお事件控訴審判決は、委任的要素が認められる余地を残しつつ、主張がないことを理由に、開示義務を斥けている。この点において必ずしも消費寄託契約説に依拠していないことが考えられるが、仮に、判決が述べるように、原告が委任契約に関する主張立証がなされた場合において、当該判決における帰趨がどのようなものとなるかは判然としない。

なお、【C】わかしお事件最高裁決定は、預金取引経過開示義務に関し、否定説と考えられる向きもあったが、当該事件において上告受理申立てが、「法令の解釈に関する重要な事項を含む」（民訴318条1項）という受理の要件を充足しないと述べたにとどまり、実体的な判断をしたものではないと理解すべきであろう¹³⁾。

12) 遠藤・前掲注1) 22頁。

13) 渡辺(達)・前掲注1) 20頁。また、奥国範「預金者の共同相続人に対する預金情報の開示」金法1802号は、本判決以前において、同最高裁決定に関し、「原審が預金契約の性質として委任または準委任契約の性質を包含する余地を示唆していることから、その射程範囲については、慎重な判断が必要である」と述べていた。他方において、同最高裁決定は、高裁判決後約2年半にわたる熟慮を経て下された結論であり、共同相続人のうち一人からする預金取引開示請求を否定する趣旨であると一般に受け止められており、本判決に至るまで金融実務における指標としての役割を果たしていたと指摘される（塩崎・前掲注1) 49頁）。

(2) 預金取引経過開示義務を認めた裁判例

預金取引経過開示請求権を認めた裁判例としては、【D】東京都民銀行事件判決、【E】びわこ銀行事件判決、【本件原審判決】が挙げられる。これら裁判例はいずれも、預金契約に附随する義務として預金取引経過開示義務を認めている。なかでも、【E】びわこ銀行事件判決および【本件原審判決】は、預金契約に（準）委任事務としての性質を認めつつ、結論としては預金契約に附随する義務として預金取引経過開示義務を認めている。各裁判例の判断要素を整理すると次のようになる¹⁴⁾。

【D】東京都民銀行事件においては、(a)信義則、(b)預金者の利益、(c)今日の預金取引の実情、(d)取引経過開示の容易性、が挙げられる。

【E】びわこ銀行事件においては、(c)今日の預金取引の実情、(e)預金取引の（準）委任事務としての性質、が挙げられる。

【本件原審判決】においては、(a)信義則、(b)預金者の利益、(d)銀行の取引経過開示の容易性、(e)預金取引の（準）委任事務としての性質、が挙げられる。

以上のとおり、【D】東京都民銀行事件判決、【E】びわこ銀行事件判決、【本件原審判決】は、様々な考慮要素に基づき、取引経過開示義務を認めており柔軟な解決を導いたものと評価できる。しかしながら、これら裁判例における判断要素において、(a)信義則を媒介するとしても、(b)預金者の利益、(c)今日の預金取引の実情、(d)取引経過開示の容易性、については、預金取引経過開示義務が

14) 遠藤・前掲注1) 22頁においても考慮要素の抽出がなされている。なお、本判決以前における裁判例の網羅的な検討において、野村豊弘「預金取引の取引経過の開示請求 普通預金に関する最近の法的諸問題＜金融法学会第22回大会資料＞」金法1746号 9頁(2005)は、預金取引開示義務の根拠を、第一に委任の規定の類推適用、第二に預金取引に付随する義務、第三に信義則と整序する。なお、岩藤美智子「ドイツ法における報告義務と顛末報告義務(3)」彦論331号206頁(2001)は、BGB施行後の、ドイツの裁判例における信義則を媒介とした報告義務の拡張過程を検討したうえで、「権利者が情報を有していないことについて帰責性がないこと、及び、義務者が容易に情報を提供できること」との判断要素を抽出している点が興味深い。

いかにして付随義務として認められるかを十分に説明するものではない。他方、(e)預金取引の委任事務としての性質を勘案するものは、付随義務としての預金取引経過開示義務と、委任契約における報告義務との関係が問題となろう。この点について【本件原審判決】が預金取引のなかに委任契約に基づく事務としての性質を併有する取引が存することがあくまで総合考慮の一要素に位置づけられるものと見られるのに対し、【E】びわこ銀行事件判決はより積極的に委任契約に基づく報告義務を認める方向性が認められる。しかしながら、同判決は、預金取引のうち、預金の預入れおよび払戻し以外の預金取引について（準）委任契約に基づく事務としての性質を認めつつも、預金の預入れおよび払戻しをも含めた預金口座全体についての取引経過開示義務を認めるために、結論としては付随義務を根拠としている。

従来の裁判例のような理解に立脚する場合、いかなる構造のもと、取引経過開示義務が付随義務として認められるのが課題となる¹⁵⁾。

預金取引に関するものではないが、付随義務を根拠として貸金業者に対して取引履歴の開示を認めたものとしては、最三小判平成17年7月19日¹⁶⁾が存す

15) 中田裕康『債権総論』108頁（岩波書店、2008）は、「付随義務という言葉は、判例でも用いられる。たとえば、①国の公務員に対する安全配慮義務（最判昭50・2・25民集29巻2号143頁）、②貸金業者の債務者に対する取引履歴開示・③マンション売主が買主にたいして防火戸の電源スイッチの位置・操作方法等を説明する義務（最判平17・9・16判時1912号8頁）などである。……（中略）……このように、判例は付随義務の言葉を用いてはいるが、その内容は一様ではない」と指摘する。信義則に基づく付随義務についてのリーディングケースである、最三小判昭和50年2月25日（民集29巻2号143頁、判時767号11頁）は、「安全配慮義務は、ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務」とする。一方、学説では、付随義務を「給付義務の存在を前提として、この給付義務を債務の本旨になって実現すべく配慮すること、および給付結果ないし給付利益……（中略）……の保護へと向けられた注意義務」（奥田昌道『債権総論〔増補版〕』17頁（悠々社、1992）や、「給付義務外にあって給付義務の発生・履行・消滅過程でその目的とする給付価値実現そのものに向けられたものではなく、相手方の生命・人格・身体や財産の保護を目的とした付随義務」（奥田昌道編『注釈民法(10)』（北川善太郎執筆部分）325頁（有斐閣、1987））などとされる。

る。同判決は、概ね、貸金業法、ガイドラインに規定する紛争解決に向けての協力の要請、開示の容易性を根拠として貸金業者の取引履歴開示義務を導出している。

同判決について、潮見教授は、「最高裁が『付随義務』という表現を用いたのは、けっしてこの義務がnebenな（付随的・周辺のな）ものであるということと言いたかったわけではなく、この種の取引経過開示義務というものが典型的な『金銭消費貸借の合意』そのものからは導かれないものであること、むしろ、取引経過の開示について当事者間で『合意』されていなくても、『信義則』に基づきこのような義務が出てくることを示す点にあったと見てよい」と指摘している¹⁷⁾。また、最三小判平成17年7月19日は、貸金業法、ガイドラインに規定された貸金業者に対する紛争解決に向けての協力の要請を重要な考慮要素と

16) 最三小判平成17年7月19日（民集59巻6号1783頁）は、次のように判示している。

「貸金業法は、罰則をもって貸金業者に業務帳簿の作成・備付け義務を課すことによって、貸金業の適正な運営を確保して貸金業者から貸付けを受ける債務者の利益の保護を図るとともに、債務内容に疑義が生じた場合は、これを業務帳簿によって明らかにし、みなし弁済をめぐる紛争も含めて、貸金業者と債務者との間の貸付けに関する紛争の発生を未然に防止し又は生じた紛争を速やかに解決することを図ったものと解するのが相当である。金融庁事務ガイドライン3-2-3（現在は3-2-7）が……（中略）……債務内容の開示要求に協力するように貸金業者に促すことを求めている……（中略）……以上のような貸金業法の趣旨に加えて、一般に、債務者は、債務内容を正確に把握できない場合には……（中略）……大きな不利益を被る可能性があるのに対して、貸金業者が保存している業務帳簿に基づいて債務内容を開示することは容易であり、貸金業者に特段の負担は生じないことにかんがみると、貸金業者は、債務者から取引履歴の開示を求められた場合には、その開示要求が濫用にわたると認められるなど特段の事情のない限り、貸金業法の適用を受ける金銭消費貸借契約の付随義務として、信義則上、保存している業務帳簿（保存期間を経過して保存しているものを含む。）に基づいて取引履歴を開示すべき義務を負うものと解すべきである。」

17) 潮見佳男「貸金業者の取引履歴開示義務」NBL822号17頁（2005）。他方、千葉恵美子「貸金業取引めぐる裁判例の意義と今後の立法的課題」民研588号14頁（2006）「金銭消費貸借契約は片務契約であり、利息付金銭消費貸借契約を双務契約であると解したとしても、貸金業者は貸付をしている以上は、もはや履行すべき給付義務はないはずである。したがって、取引履歴の開示義務は、給付義務に付随する義務というよりは、……（中略）……貸金業取引それ自体から生じる義務として位置づけるべきように思われる」と述べている。

しており、預金取引においてはかかる考慮要素を見出し難い¹⁸⁾。この他、「開示の容易性」が、平成17年7月19日と、【D】東京都民銀行事件判決および【本件判決】に共通する考慮要素となるが、かかる考慮要素一つのみをもって、それぞれの事案における判断に共通性を見出すことはできない。最三小判平成17年7月19日判決の枠組みによって、付随義務としての預金取引経過開示義務を把握することは困難であろう¹⁹⁾。しかしながら、潮見教授が指摘するように、「当事者間で『合意』されていなくても、『信義則』に基づきこのような義務が出てくる」という問題は、より一般的な契約法上の枠組みのもと、付随義務としての預金取引経過開示義務と関連を有するものと思われる。この点に関し、道垣内教授が、前述の貸金業について付随義務に基づく取引履歴開示義務に関する最三小判平成17年7月19日にも言及しつつ、「両当事者間の法律関係が契約によって形成されている場合も、その権利義務関係のすべてが、厳格な意味での『合意』に基礎を有するものではない」²⁰⁾と指摘している点が示唆的である。

3. 本判決の判断構造

本判決の判断は、概要、①預金契約に基づく事務処理のなかには（準）委任

18) なお、裁判例において原告から(イ)銀行法12条の2第1項（預金者等に対する情報の提供等「銀行は、預金又は定期積金等の受入れに関し、預金者等の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、預金等に係る契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。」）、(ロ)旧商法282条2項（現行会社法442条3項）（計算書類・監査報告書の公示）、(ハ)銀行の公共性などが主張されている。(イ)、(ロ)については、条文趣旨と内容からして、いずれも預金者の取引履歴開示請求権を肯定する根拠としては採用しにくいとされている（浅生重機「預金者の取引経過開示請求権の有無」金法1700号84頁（2004）を参照）。特に、銀行法12条の2第1項について、「これは、預金者保護の見地から銀行に預金商品の内容について情報提供義務に課したものであって、取引経過の情報開示とは異なるから開示義務の根拠とはなり得ない（銀行法施行規則13条の3参照）」とされる（関沢・前掲注1）13頁）。

19) 潮見・前掲注17）19頁は、「今回の貸金業者の取引履歴開示義務に関する最高裁平成17年判決のスキーマは、上述した判断因子ともあいまって、たとえば預金者や相続人に対する銀行の取引履歴開示義務に直ちに影響を及ぼすものではない」と述べる。

事務としての性質を有するものも多く含まれる→②（準）委任契約において受任者は報告義務を負う→③受任者の事務処理の適切さについて判断するために報告を受けることは必要不可欠→④預金契約における事務処理において預金取引経過の開示についても同様→⑤よって、金融機関には取引経過の開示義務が存する、というものである。

本判決は、預金取引における各種事務について明瞭に「委任事務ないし準委任事務」としての性質を認めており、委任契約における報告義務の規定（民法645条）を適用していることから考えると、従来の無名契約説よりも積極的に預金契約のなかに委任契約としての性質を認めているものと評価される。**【E】**びわこ銀行事件判決および**【本件原審判決】**も預金契約について委任契約としての性質を認めていたが、本判決は「委任事務ないし準委任事務」としての性質から端的に報告義務を認めている点において独自の意義が認められる。より正確には、本判決の判断構造は、「契約の構成部分が法定契約類型（委任ないし準委任）に該当すると認め、適用される規定の趣旨が問題となる具体的契約の趣旨と合致するかの吟味を経て、当該法定契約類型に属する規定の適用を導いて」

20) 道垣内弘人「さみしがりの信託法 第2回 遺言でもしてみんとするなり」法教332号117頁（2008）。また同論文においては、森田宏樹「契約」北村一郎編『フランス民法典の200年』307頁（有斐閣、2006）による、「契約の履行段階だけでなく、締結交渉の段階から当事者には、当事者の意思に基づかない種々の義務が課され、また、ひとたび契約が成立した後にも、『契約上の均衡』を確保するために、契約内容に対する介入がなされる。その結果、契約像に関しても、当事者の自律的な意思のみに基づく閉じた世界、すなわち、契約締結時に結晶し、外部の影響から遮断された硬質の『かたまり（bloc）』としての契約から、債権債務関係の総体という法秩序の中に位置づけられた当事者の関係であって、内的または外的な影響を受ける柔軟性をもった『関係（lien）』としての契約へと変化していると説かれる」との分析についても言及されている。また、伊藤進「預金者の共同相続人の一人からの銀行に対する預金取引履歴の開示請求」判例評論547号183頁（2004）は、**【D】**東京都民銀行事件判決に関し、「今日の契約法理において単なる法令上の規定に基づく義務や約定による義務に限定されことなく、契約当事者間における契約正義の観点から見出される義務も契約上の法的義務として承認する傾向にある。契約締結時における説明義務や契約締結後における報告義務などが重視されてきているのもその現れである」と分析する。

いるものとの分析ができよう²¹⁾。

近時の預金契約を総合的に検討するものにおいては、本判決の立場は混合契約説と分類されている²²⁾。混合契約に関する最三小判昭和31年5月15日（民集10巻5号496頁）は「当該契約に関する性質を帶有」という表現を用いているが、本判決も、預金契約につき、「消費寄託の性質」および「委任事務ないし準委任事務の性質」とを帶有する混合契約として捉えているものと見る事ができよう。

預金契約を単純な消費寄託契約としてだけでなく、「委任事務ないし準委任事務の性質」も有する契約と見る立場は、本判決に始まるものではない。従来の裁判例のなかでも、預金契約における（準）委任契約の性質を言及するものは存しており、特に、【E】びわこ銀行事件判決は預入れおよび払戻し以外の預金取引について広く（準）委任契約に基づく取引であることを認めていた。また、前述の森田教授による振込取引の分析においても、預金取引のなかに委任に基づく取引が存することが明らかにされており、かかる分析が本判決に対し影響力を持ったことが推察される。

ただし、これら見解が預金契約に係る個々の取引を分析的に検討して（準）委任事務としての性質を認めているのに対して、本判決が預金契約の「構成部分」の抽出にあたり、分析的な検討を経ているかは判然としない。本判決は、「預金契約に基づいて金融機関の処理すべき事務には、預金の返還だけでなく、振込入金を受入れ、各種料金の自動支払、利息の入金、定期預金の自動継続処理等、委任事務ないし準委任事務の性質を有するものも多く含まれている」と概括的に述べるにとどまる。この点において、委任契約に基づく事務としての性質を有する預金取引を個別に判断した【本件原審判決】および【E】びわこ銀行事件判決と対照的である。本判決は個々の預金契約の種類や特性に着目した契約の個別的性質決定を行っているものでもなく²³⁾、個々の預金取引のうち（準）

21) 山本豊「フランチャイズ・チェーン運営者の加盟店に対する報告義務」リマークス40号45頁（2010）。

22) 織田・前掲注4）113頁。

23) 清水・前掲注1）195頁。

委任契約に基づく事務を性質を有する取引についてのみ報告義務の対象としているものではない。本判決における預金取引経過開示義務が認められるか否かの判断は、単純に、ある預金契約に（準）委任事務としての性質を有する取引が含まれるか否かにかかっているとは即断できないところである。

この点に関し、定期預金についての本判決の射程の理解は安定しないところである²⁴⁾。まず、本判決に掲げる「定期預金の自動継続処理」について（準）委任事務としての性質を認めることを疑問視する見解が存する²⁵⁾。かかる見解は、最二小判平成13年3月16日（金商1118号3頁）を根拠とするものであり、同判決が、定期預金の自動継続特約は、預入れ期間に関する特約であって、当初の定期預金契約の一部を構成しているものであると判示していることから、自動継続処理に（準）委任事務としての性質を認めることはできないものとする²⁶⁾。逆に、本判決が預金契約に係る個々の取引について分析的に判断する立

24) 本判決以前において、定期預金について（準）委任事務としての性質を検討するものは少なかった。浅生・前掲注18）83頁は早くから定期預金における（準）委任の性質を認めていた。

25) 須磨・前掲注1）19頁。

26) 須磨・前掲注1）19頁。最二小判平成13年3月16日をこのように理解するものとして、天野佳洋「自動継続特約定期預金の法律問題—最二小判13・3・16を契機に—」金法1609号4頁（2001）など。同判決は、概要、問題となる定期預金に仮差押えの執行がなされたため、銀行が自動継続を拒絶した後、当該仮差押えの執行が取り下げられたことにより、原告が仮差押えによる自動継続の拒絶には正当事由が存しないとして、定期預金契約が継続していたことを前提とした利息の未払い部分を請求したという事案に関するものである。同判決は、「自動継続定期預金における自動継続特約は、預金者から満期日における払戻請求がなされない限り、当事者の何らの行為を要せずに、満期日において払い戻すべき元金又は元利金について、前回と同一の預入期間、定期預金として継続させることを内容とするものであり、預入期間に関する合意として、当初の定期預金契約の一部を構成するものである。したがって、自動継続定期預金について仮差押えの執行がされても、同特約に基づく自動継続の効果が妨げられることはない。そうすると、……（中略）……仮差押えの執行がされたとの一事をもって継続拒絶の理由とすることはでき」ない、とする。これに対し、森永・前掲注1）355頁は、「自動継続処理が特約の効果か否かということと、委任事務としての性質を持つかということはそもそもフェーズが異なる問題ともいえる」と指摘する。

場を採っていないとすれば、自動継続特約すら付されていない定期預金契約についても、本判決は預金取引経過開示義務を否定する趣旨ではないとの理解も成り立ちうることとなる²⁷⁾。

以下においては、付随義務を根拠に預金取引経過開示義務を認めた裁判例（とりわけ【D】東京都民銀行事件判決および【本件原審判決】）を「付随義務アプローチ」とし、委任の規定を根拠に預金取引経過開示義務を認めた本判決を「委任アプローチ」と整理したうえで、それぞれについて簡単な検討を行う。

4. 付随義務アプローチと委任アプローチに関する若干の検討

(1) 付随義務アプローチの評価

以上に見てきたとおり、本判決は預金契約に係る取引につき正面から（準）委任事務としての性質を認め、そこから端的に預金取引経過開示義務を認めた点に意義が認められよう。ただし、これにより付随義務を根拠として預金取引経過開示義務を認めてきた裁判例の意義が直ちに失われるものではないと考えられよう²⁸⁾。

従来の預金取引経過開示義務の肯定裁判例については、その付随義務の根拠が不明確であるとの批判がなしうところである。ただし、近年、「現実の取引関係における頻度・重要性・法的な特徴から見て定型化されるに至っている」「契約の現実類型」と評価すべきものが存し、かかる現実類型に属する契約に

27) 関沢・前掲注1) 13頁は、「個別の預金においては、例えば、100万円で1年間の定期預金をしただけの場合には、預金契約そのものには委任の要素はないことになる。この場合には、銀行に開示義務がないということになるのだろうか。……（中略）……本件最高裁判決の認定は、預金者との個別の預金契約について、委任の要素を判断したのではなく、一般的な預金約款を前提として預金契約の分析を行い、普通預金取引および定期預金取引というものについて取引経過の開示義務を認めたものと思われる。したがって、当該預金契約そのものが、単純な預金の預入れと払戻しだけの取引であったとしても、それを理由に開示の権利・義務がないとする趣旨ではないと考えられる」とする。

28) 野村・前掲注1) 96頁は、本判決の解決を評価しつつ、付随義務ないし信義則を用いた解決と「必ずしも互いに排斥するものではない」と指摘する。

かかる類型的規律の存在が指摘される²⁹⁾。従来の裁判例は、なかでも付随義務論によって預金契約について類型的規律を形成してきたものとの評価も可能であろう。このような類型的規律を導出するにあたり、道垣内教授が、前述の貸金業について付随義務に基づく取引経過開示義務に関する最三小判平成17年7月19日にも言及しつつ、「両当事者間の法律関係が契約によって形成されている場合も、その権利義務関係のすべてが、厳格な意味での『合意』に基礎を有するものではない」³⁰⁾と指摘している点が示唆的である。

(2) 委任アプローチの評価

本判決が委任アプローチを採用した点は、非典型契約の規律にあっても典型契約が重要性を有すること（とりわけ、本件においては混合契約を用いた手法）を例証するものとも言いうるかもしれない³¹⁾。

典型契約のなかでも、委任の規律を用いることの意味合いを考察するにあたっては、次のような我妻博士の言明が想起される。我妻博士によれば、委任の規定は、「他人の事務を処理する法律関係の通則」であり、「他人に信頼されてその者の事務を処理する地位にある者の関係」については、「委任の規定を適用すべきであり」、その際その関係を強いて委任契約関係として構成する——ないしは委任契約関係が合体して併存するという——必要はな³²⁾く、また「委任は、他の典型的な契約または契約以外の法律関係の存在を排斥して別個の存在を主張するほどの独自性を主張するほどの独自性を有するものではな³³⁾」いたため、適宜関係に特異性に応じた修正を受けながら、「他人を信頼して事務の処

29) 北川善太郎『債権各論〔第3版〕』109頁（有斐閣、2003）、石川博康「典型契約内容の確定」『民法の争点』237頁（有斐閣、2007）。

30) 道垣内・前掲注20) 117頁。また、道垣内弘人『信託法理と私法体系』（有斐閣、1996）103頁以下における、典型契約類型の生成過程および、そこでの信託法理の役割の分析も重要である。他方、樋口範雄『フィデュシャリー〔信託〕の時代—信託と契約—』142頁以下（有斐閣、1999）は、契約関係と区別される信託関係における情報提供義務の存在を指摘する。

理を委託する関係の存在する限りにおいて、他の法律関係にも浸透してゆく」ものとされる³²⁾。このような観点からは、付随義務を用いた裁判例と委任の規定を用いた本判決との間に決定的な断絶を見て取るべきではないかもしれない。本判決によって付随義務としての取引経過開示義務が委任契約における報告義務によって代置された意義は、預金取引にとどまるものでなく、委任契約そのものを考察³³⁾する契機としても重要なものと考えられる。

31) たとえば、大村敦志『典型契約と性質決定（契約法研究Ⅱ）』（有斐閣、1997）352頁、金山直樹「サブリース契約の法的性質(2)」民研510号14頁-15頁（1999）など。契約の性質決定に関連する近時の議論状況の発展については、山城一真「契約締結過程における『正当な信頼』と契約内容の形成(1)」早法85巻2号71-73頁（2010）を参照のこと。

とりわけ、オープンアカウント方式を採る加盟店基本契約における、フランチャイジーに代って支払った商品代金の具体的な支払内容についてのフランチャイザーの報告義務が問題となった最二小判平成20年7月4日（判タ1285号69頁）に関しては、典型契約論と関連させた活発な議論がなされている。例えば、山本・前掲注21）42頁、沖野眞已「コンビニエンス・ストアのフランチャイズ契約においてフランチャイズ・チェーン運営者が加盟店経営者に対して負う報告義務」判タ1298号52頁（2009）、小笠原奈菜「フランチャイズ・チェーン運営者の加盟店に対する報告義務」山形大学法政論叢48号39頁（2010）およびそこで紹介されている文献を参照。山本教授は、最二小判平成20年7月4日について、「(A)フランチャイズ契約を全体として独自の契約類型ととらえつつ（準委任という法定類型へ依拠することなく）、本件基本契約によって形成されている当事者間の権利義務関係の分析（システム提供との関係での対価の透明性の確保の観点や仕入先の選択可能性の実質的な確保の観点）から、直截に本件報告義務を認める手法」、「(B)法性決定を前提とせずに、問題となる契約が法定類型の規定（ここでは民法645条）の前提となる事実と一致するという理由から、当該規定の適用を認める手法」や、「(C)本件基本契約が民法645条を黙示的に排除していると契約解釈しつつ、そのような排除合意を無効とすることによって、同条の適用を認める手法」もありうるとしつつ、同判決は「そのいずれの手法にもよらず、契約中の支払委託の法律関係を切り取って準委任と法性決定し、民法645条の適用を原則的出发点に据え、具体的契約を合理的に解釈してその適用を排除する趣旨が含まれているか否かを問う方法を選択した」ものであり、本判決も同様であると指摘する（山本・前掲注21）44頁）。

32) 我妻・前掲注5）666-667頁。

33) 近年においては、大村敦志「現代における委任契約」『学術としての民法Ⅱ 新しい日本の民法学へ』75頁（有斐閣、2009）〔初出、中田裕康=道垣内弘人編『金融取引と民法法理』103頁（有斐閣、2000）〕が重要である。

準委任契約が広く事務処理の委託をカバーできる素地を有していることから見ると、契約の構成部分が委任ないし準委任に該当するとの判断により委任の規定を導くという本判決の手法によれば、極めて広範な範囲の非典型契約に委任の規律を及ぼしていくことが可能となる。本判決は混合契約に依拠するものと考えうるが、混合契約に関する最三小判昭和31年5月15日（民集10巻5号496頁）は、「その契約に或る典型契約の包含するを認め、これにその典型契約に関する規定を適用するに当たっては、他に特段の事情を認むべきものがない限り右の契約に関する規定全部の適用を肯定すべき」と判示している³⁴⁾。しかしながら、あらゆる事務処理の委託を内容とする非典型契約について委任契約の規律が馴染むとは限らない³⁵⁾。

34) 沖野・前掲注31) 53頁も、最二小判平成20年7月4日について、混合契約に関する同様の問題点を指摘する。例えば、民法653条により委任は当事者の死亡により終了するとされているところ、本判決はこの点に何ら言及することなく、銀行に相続人に対する報告義務としての取引履歴開示義務を認めている。この問題については、当事者の死後も終了しない場合の委任について判示した最三小判平成4年9月22日（金法1358号55頁）に基づき、預金契約者の死後においても委任契約を継続させる合意があるとして、民法653条に抵触しないとの整理がなされよう「座談会」前掲注1) 11頁（三上徹発言）。なお、秦光昭「銀行取引における委任と取引の終了」手形研究485号（1993）は、最三小判平成4年9月22日に関連して、公共料金等の支払のための口座振替えについては、預金者の死亡により終了するものとしたうえで、民法654条による応急善処事務として解し、銀行に対する借入金元金、手数料の支払のためにするものについては、銀行の利益のためでもあるから、預金者の死亡によっても終了するべき、とする。また、当事者の合意により、いかなる範囲で委任の規律を排除できるかが問題となろう。民法645条の受任者の報告義務が任意規定であるとしても（幾代＝広中・前掲注6) 238頁）、本判決が報告義務について「受任者の事務処理の適切さについて判断するためには、受任者から適宜上記報告を受けることが必要不可欠であると解される」と述べていることに言及しつつ、単純に排除できないと指摘される。また、報告義務について軽減ないし免除が可能であるとしても、他に適切な監督措置や委任者の情報収集の手段が確保されていない場合において、およそ委任事務処理に関する情報の提供の請求を否定する合意・条項は、不当条項として無効とされるべきと主張される（沖野・前掲注31) 52頁）。なお、最二小判平成20年7月4日における報告義務の排除の有無の判断に関し、山本・前掲注21) 45頁は、「合理的『解釈』の名の下で、実質的内容規制と近接する作業を行っている」と見る余地もある」と指摘する。

仮に我妻博士が述べるように関係の特異性に応じて委任の規律が適宜修正を受けることがあるとしても、事務処理を委託する契約のなかでも、委任の規律を及ぼすことが適切な類型が検討されてしかるべきであろう。このような検討は、とりもなおさず、委任の規律を導く本質的な要素³⁶⁾を再吟味する作業にほかならない。

実際、近年の準委任契約に関する網羅的な検討においては、民法656条の準用により準委任と認定された事実行為の委託とされる裁判例が無数に存する一方、前述の最三小判昭和31年5月15日判決とは裏腹に、その多くの事例において委任の規定の一部のみが準用されるだけであり、準委任とされても、委任の規定は全く準用されることがないことも存することが確認されている³⁷⁾。ここから、委任および準委任の区別は決定的に重要であり、準委任のなかでも、委任の規定が全て適用されるべき意思表示の委託・準法律行為の委託と、委任の規定が取捨選択されるべき事実行為の委託との区別が提唱される³⁸⁾。また、例えば、民法（債権法）改正検討委員会により提示された基本方針においては、従来に準委任に期待されていた役務提供契約の受け皿としての機能を、新設の

35) 民法（債権法）改正検討委員会・前掲注8）6頁。そして、在学契約について「有償双務契約としての性質を有する私法上の無名契約」と性質決定した、最二小判平成18年11月27日（民集60巻9号3437頁）について、委任に関する規定の適用を回避することによって妥当な解決を導こうとしたものと評価する（民法（債権法）改正検討委員会・前掲注8）6頁）。また、柳勝司「委任契約における代理（三）」名城41巻2号167頁は、旧民法における、委任契約を「代理の効果が生じることを内容とする一つの特殊な契約」とする理解は、現行民法の制定の経緯から見て基本的に承継されており、民法644条、651条を事実行為の委任に適用することにつき問題がありうると指摘する。

36) この点について、金山・前掲注31）14頁-15頁、石川博康「典型契約冒頭規定と要件事実」大塚直＝後藤巻則＝山野目章夫『要件事実論と民法学との対話』138頁以下（商事法務、2005）。また、山城・前掲注31）73頁およびそこで紹介されている文献を参照のこと。

37) 柳勝司「準委任契約の法的性質」名城法学第60巻別冊（法学部創立60周年記念論文集）248頁（2010）。

38) 柳・前掲注37）253頁。

役務提供契約に関する一般的規定（【3.2.8.01】）に移管し、準委任のカバーする範囲を「当事者の一方（委任者）がその相手方（受任者）に対し、第三者との関係で法律行為でない事務を行うことを委託する場合」（【3.2.10.02】）に限定することが提案されている³⁹⁾。

他方、本判決の理解として、銀行が預金者の財産を管理するという側面に着目したうえで、かかる財産管理としての側面に委任契約としての性質との見出すとの方向性も見られるところである⁴⁰⁾。例えば、潮見教授は、本判決に関する座談会において、「ある契約の典型性を考えるときに、財産管理の委託というものが典型的に意味を持っているものについては、本判決と同じような形で、この契約には財産管理の委託というような側面があるということで、委任の規定を適用することに道が開かれていると思います。そうであれば、当該取引が財産管理の委託という性質を典型的に備えている取引なのかが、おそらく決定的なのではないでしょうか。」と述べる。浅生教授は、普通預金および定期預金を検討したうえで、「財産管理的要素」という観点から、委任に関する規定を適用する契機を見出す⁴¹⁾。かかる方向性においては、「財産管理」的要素が存するか否かのメルクマールの確立⁴²⁾、そしてこのような「財産管理」的要素

39) 民法（債権法）改正検討委員会編『債権法改正の基本方針』別冊NBL126号370頁（2009）。

民法（債権法）改正検討委員会・前掲注8）91頁によれば、このような提案は現民法の起草者が本来予定していた準委任の範囲を明確にするものであり、現民法656条の趣旨を変更するものではないとされる。

40) 座談会・前掲注1）26頁。また、【D】東京都民銀行事件判決に関し、伊藤・前掲注20）は、「預金の法的性質は消費寄托であるとしても、そのことによって銀行は預金の範囲において預金者の財産の管理をしているものとみることができよう。預金取引には、このような側面のあることに注目するとき、その預金の範囲における財産の管理状況を逐次あるいは包括的に報告し、あるいは開示を求められればこれに応ずる法的義務があると解することが契約当事者間の意図に適うものではないだろうか」と述べる。このような理解のもと、財産管理という視点を基軸に委任アプローチおよび付随義務アプローチを相対化することも可能であろう。なお、道垣内・前掲注30）は、イングランド法において、典型契約類型の生成にあたって、「黙示的条項」の読み込みの過程において、信託の法理が機能してきたと指摘する。

が委任契約ないし準委任契約にとっていかなる関連を有するかの解明が課題となろう⁴³⁾。

41) 浅生・前掲注18) 80頁は、「最近の定期預金には、自動継続定期預金のように、満期が来ても自動的に継続される約定のことが多い。また、総合口座の一部として、定期預金が組み込まれているもの、さらに積立式式の定期預金などもある。これらの定期預金の場合、定期預金の預入れ、払出しについて、いちいち預金者が対応しなくても、実行されるものがある。また、普通預金などの他の預金との間の出入りがあることなどから、資料がないと当該銀行支店との取引の全貌が預金者自身にとって明確に認識できない。このような観点からこれを見ると、これらの契約は、純粹の消費寄託であるというよりは、預金者のための財産管理的要素、すなわち委任契約の要素があると見るべきではないかとも考えられる」とする。なお、本稿の問題関心からは若干離れるが、岸本雄次郎「財産管理制度としての委任に関する一考察—間接代理論序説」新井誠＝山本敬三編『ドイツ法の継受と現代日本法—ゲルハルト・リース教授退官記念論文集』533頁（日本評論社、2009）も参照。

42) ある契約が財産管理的要素を有する契約であると認められることにより、類型的規律の対象となりうることに關しては、原恵美「財産管理に対する二つのアプローチ—管理の対象たる「財産」をめぐるフランス法の検討を契機として—」法政論究70号246頁以下（2006）および、同論文において詳細な検討が加えられているキュイフのテーゼ（P-F. Cuif, *Le contrat de gestion*, *Economica* 2004.）が興味深い。キュイフは、「管理契約」を「被管理者と呼ばれる者が、管理者と呼ばれる別の者の意思に一つまたは複数の財産を服せしめ、そして被管理者の利益のためにあらゆる法律上のまたは事実上の行為をなす権限を管理者に委ねることによって、財産の価値維持・増加（valorisation）の目的において管理行為を行うことを管理者に義務付ける契約」（原・同論文247頁、Cuif, *op. cit.*, n° 750, p. 516）であると定義し、管理契約において管理者が負う報告義務（とりわけ計算義務）は本質的なものであるとして重視している（Cuif, *op. cit.*, n° 614, p. 415）。我が国において、財産管理をいかに捉えるかについての理解は帰一するところではない。近時において、財産管理制度を横断的に検討したものとして、田高寛貴「財産管理論」北居功＝花本広志＝武川幸嗣＝石田剛＝田高寛貴『コンピネーションで考える民法』299頁（商事法務、2008）がある。財産管理制度の統一的把握の試みは、於保博士が、財産管理権という抽象的概念を措定しつつ諸制度を包括的に把握しようとした試みに始まるが、於保不二雄『財産管理権論序説』9頁（有信堂、1954）は、「一定の目的のために財産を処理することが財産の管理といわれ、この目的的に財産を処理することが、処理する人のなすべき仕事という視角から、『事務』とも考えられる。……（中略）……財産管理は、財産的事務の処理であり、また、財産的事務の処理を行うことである。財産を構成する財産的権利・義務または法律関係を維持し実現するためになさるべき行為を行うことが財産管理である、ということになる」と述べている。

五. 共同相続人の一人による預金取引経過開示請求権の行使について

1. 若干の検討

一般的に預金債権は金銭債権の一つとして、最一小判昭和29年4月8日を、踏まえて遺産分割を経ずして相続開始と同時に、可分債権として当然分割されて承継されるものとされており、近時の最高裁判決においても、かかる理解を

43) なお、本文において検討するような準委任の適用領域を一定範囲に限定する見解に立脚すれば、委任ないし準委任に該当しない役務提供契約における報告義務がいかなる範囲において認められるかについて、報告義務の本質と関連させて検討する必要がある。これら役務提供契約に報告義務が認められる場合、(準)委任における報告義務とは質的に異なるものとして理解される可能性もある(あるいは報告義務とは異なる枠組みのものとして把握される可能性もあろう。野村・前掲注14) 9頁が、広く「契約の履行過程における情報提供義務」という問題設定をしている点が興味深い)。たとえば、民法(債権法)改正検討委員会編・前掲注8) 7頁によれば医療契約や在学契約などは必ずしも(準)委任に関する規律に服さないこととなる。他方、役務提供契約の総則規定に関する提案(民法(債権法)改正検討委員会編・前掲注39) 357頁-363頁)においては報告義務の規定は用意されていないため、役務提供契約類型ごとに個別の判断が必要となる(これに対し、従来、医療契約は準委任契約であるとして、民法645条の準用(同法656条)を根拠に医師に報告義務が認められてきた。裁判例の包括的な検討として、剣持淳子「医師の顛末報告義務」判タ1304号35頁以下(2009)を参照)。このような問題について、付随義務としての報告義務も検討の余地があるほか、岩藤・前掲注14) 206頁、樋口・前掲注30) 142頁、大村・前掲注33) 75頁などが関心を引く。他方、報告義務そのものを扱う論稿は少ないところ、岩藤美智子「ドイツ法における報告義務と顛末報告義務(1)-(4・完)」327号177頁、同328号125頁、331号185頁、同337号97頁(2000-2002)が重要である。加えて、Philippe Petel, Les obligations du mandataire, Litec, 1988, n° 370 et s, p. 238 et s.によれば、フランス民法1993条に規定される受任者の報告義務は、当初、計算義務として捉えられていたが、専門家を受任者とする委任に関する事例の蓄積により、事務処理の経過に関する報告義務も含むものと理解されるに至ったものであり、報告義務にはかかる2つの側面が存するものとされる(幾代=広中・前掲注6) 238頁は、旧民法財産取得編240条においては計算義務のみが規定されていたと指摘する。フランスにおける委任の特質については、柳勝司「フランスにおける委任と代理」名城43巻1号1頁以下などを参照のこと)。なお、民法(債権法)改正検討委員会編・前掲注39) 372頁の提案【3.2.10.07】は、受任者の報告義務を委任事務の遂行過程および委任事務の終了後の2つの局面を区別し、前者に関し「委任者に指図を求める必要があるとき」の報告義務を定めている。

前提としたと見られる判決が相次いでいる⁴⁴⁾。また、本件判決ならび裁判例においても、預金債権が可分債権であることが前提とされている。しかし、口座名義人に預金契約に基づく取引経過開示請求権が肯定された場合において、当該権利が預金払戻請求権と同様に可分債権として相続されるか否かは別途検討されるべき問題である。本判決においても、預金取引経過開示請求権の有無と、当該権利の単独行使の可否は別個に検討されている。

本判決および裁判例を便宜上次のように分類したうえで考察することとする⁴⁵⁾。

(i) 分割債権説

【D】東京都民銀行事件判決および【本件原審】は、相続開始後は、被相続人が有した払戻請求権が相続分の割合に応じて分割された結果、各相続人がそれぞれ単独の預金者として金融機関に対して預金債権を有していることになるから、預金者として自己の預金に関する取引経過の開示を求めることができ、各相続人の有する預金に関する取引経過には、相続開始前の（被相続人が預金者であった当時の）取引経過が当然含まれるとして、払戻請求権の相続の結果、（自己の権利として）被相続人口座の経過開示請求権も行使できることになるという。

(ii) 分属説

(ii-1) 単独行使否定説

【B】わかしお事件控訴審判決は、預金取引経過開示請求権を否定したうえで、別途、預金取引経過開示請求権を、共同相続人が、単独で行使しうるかについて判断している。同判決は、「預金契約当事者としての地位は、一個の預金契約ごとに一個であって、これを可分のものと観念することはできない」として、単独行使についても否定している。

かかる見解については、相続人間に紛争が起きているからこそ、預金取引経過開示請求権についての訴訟が提起されるのであり、預金取引経過開示請求を

44) たとえば、最三小判平成16年4月20日（判時1859号61頁）など。

45) かかる構成を支持するものとして、吉野内謙志「取引履歴開示義務をめぐる裁判例と問題点」判タ1248号52頁（2007）。

認めつつ、単独行使を認めないのであれば、およそ現実的ではないとの指摘がなされる⁴⁶⁾（ただし、【B】わかしお事件控訴審判決は上記において述べたとおり、預金取引経過開示請求権を否定している）⁴⁷⁾。

（ii-2）単独行使肯定説

本判決は、「共同相続人全員に帰属する預金契約上の地位に基づき、被相続人名義の預金口座についてその取引経過の開示を求める権利を単独で行使することができる（同法264条、252条ただし書）というべきであり、他の共同相続人全員の同意がないことは上記権利行使を妨げる理由となるものではない」と述べて、預金取引経過開示請求権の単独行使を認めている。

上記判旨および摘示条文からは、本判決は、預金債権と、預金契約上の地位を分けて考えたうえで、預金契約上の地位が相続人間において準共有（民法264条）となり、預金取引経過開示請求は、保存行為（民法252条ただし書）として許容されるものと理解しているものと考えられる。

2. 裁判例および本判決の評価

分割債権説および本判決は構成の違いはあれ、いずれも取引経過開示請求権の単独行使を認めるものである。しかしながら、本判決および分割債権説においては、法的構成において重要な差異が見出し得る。分割債権説は、取引経過開示請求権があるとしながら、現に存する相続人間の争いを前にして、請求権の行使を認めないこととなる単独行使否定説の不当さを回避するものではあるが、しかし、分割債権説においては、各相続人による単独請求は、他の相続人の財産についての経過開示も同時に観念することとなり、プライバシーの問題を生じることになるとの指摘がなされる⁴⁸⁾。

46) 吉野内・前掲注45) 52頁。

47) 【A】わかしお銀行事件第1審においては、原告により、取引履歴開示請求権は不可分債権であるとして、民法428条により1人でも「全員のために行使」することができる、との主張がなされていた。

48) 渡辺(達)・前掲注1) 22頁。

他方、本判決は、妥当な解決を導くにあたって巧みな法的構成を採るものと評価されつつ、不明瞭な点も少なくない指摘されている⁴⁹⁾。

まず、本判決は、相続財産として預金債権と預金契約上の地位の帰属を分けて理解している。かかる理解は、近時における、預金契約を分析的に理解し、基本契約および個別取引から成るものとする見解（粋契約説）からも指摘されていた点である⁵⁰⁾。ただし、四. 3. で検討したように、本判決においては、定期預金についても、預金契約上の地位を措定し、相続人間において、準共有に属するとする点に注意を要する。なお、裁判例等において契約上の地位が相続された場合の扱いについて言及したものはわずかである⁵¹⁾。

以上のように、可分債権が共同相続されれば、法定相続分に応じた分割債権関係となり、遺産共有の形にはならないという確立した最高裁判例の考え方を

49) 吉田・前掲注1) 37頁。

50) 森田宏樹「普通預金の担保化・再論」道垣内弘人=大村敦志=滝沢昌彦編『信託取引と民法法理』327頁（注52）（有斐閣、2003）は、「普通預金の預金債権が譲渡された場合には、当該残高債権の取立権限は譲受人に移転するが、入金や払戻しなどの当該口座の利用権限は譲渡人に残ることになる。その結果、債権者としての取立権限と、「預金者」としての口座の利用権限とが分属する状態が生じ、両者が抵触する限りで、後者が前者によって制約されることになる。

そして、将来成立すべき普通預金の残高債権群を一括して譲渡する場合には、預金契約上の地位（「預金者」としての口座の利用権限）の移転との区別はやや微妙になるが、やはり両者は区別して考えるべきであろう」とする。

51) 大阪高裁平成5年2月26日判決（判時1464号64頁）が、傍論において、ゴルフ場の施設を優先的に利用できる等の継続的債権関係を有する「ゴルフ会員たる地位について共同相続が開始した場合、右地位については一応、準共有関係が成立する」というのが」と述べた例がある。村田渉「投資信託の共同相続と当然分割」金法1839号20頁（2008）は、「共同相続との関係が問題となる権利等として、契約上の地位がある。契約上の地位には、債権・債務のほか、解除権等の形成権等が含まれ、一身専属性があるものを除いて、相続の対象となり、共同相続人に準共有という形で帰属することになると解されている。実務上は、不動産賃貸借契約上の地位（不動産賃借権など）、法律行為の取消権、追認権、解除権（解約権）などが問題となることが多い。これらは、共同相続人全員に不可分の帰属するので、相続人全員が共同して行使する必要があると解されている（解除権については民法544条に明文があるが、その他の権利については同様に解されている）」とする。

前提にしながら、預金契約上の地位を指定したうえで、かかる地位が準共有に属するものとの理解は妥当なものと言えよう。そのうえで、本判決が、預金取引経過開示請求がかかる相続財産である預金契約上の地位についての保存行為⁵²⁾に該当するとして、単独行使を認めた点は不当なものとは言えない⁵³⁾。

まず、預金契約に委任契約としての性質が認められるにしても、本判決において、個々の具体的な取引経過開示請求権自体の相続が問題となっているものではない。むしろ、本判決において問題とされるのは、個々の具体的な取引経過開示請求権が生じる基盤となる委任契約としての性質を包含する預金契約上の地位の相続である。そのため、取引経過開示請求権が預金債権と同様に可分であるか不可分であるか否かを論じるのみでは不十分であり、かかる請求権が生じる基盤となる地位を一つの財産権として相続（898条）されることを考えた場合、やはり「数人で所有権以外の財産を有する場合」として準共有の適用（民264条）を考えざるをえない。この点について浅生教授が述べるように「管理の対象である財産の帰属と、管理契約としての預金契約は、相続によって承継される。その地位には、全共同相続人が就き、そして、「被相続人の生前にその財産が被相続人の意思に従い、適正に管理されたかどうか、そのことは、

52) 一般に「共有物の現状を維持する行為」と定義される（川島武宜＝川井健編著『新版注釈民法(7) 物権(2)』（川井健執筆部分）457頁（有斐閣、2008））。石田穰『物権法』382頁（信山社、2008）は、「保存行為の法的性質についてはあまり議論されていないが、共有者が自己の持分を行使する行為と共有者が自己の名で他の共有者の持分を行使する行為が結合した行為であると解するのが妥当であろう。このうち、共有者が自己の名でほかの共有者の持ち分を行使する行為は授權（法定授權）であると考えられる」と述べる点が興味深い。

53) 他方、吉田・前掲注1) 37頁は、「取引経過の開示請求が「保存行為」であるというのも、相続人間の相続争いの場面でこれを持ちだすことは、違和感をぬぐえない。保存行為が共有財産の維持・保存を目的とする行為であるとするれば、共同相続人の一人が隠している情報を得るために、情報を持たない他の共同相続人が金融機関に開示を請求する行為がそれにあたるとするのは、これも常識的にはおかしいことになろう」とする。しかし、石田・前掲注52) 382頁のように、保存行為につき「自己の持分を行使する行為」としての側面を認める限りにおいては、本件において保存行為として取引経過開示請求権を行使することを否定することは困難であろう。

相続人全員にとって共通の利害である」から、それを確認する手段として、財産の管理について報告を求める行為は保存行為となる、と考えられよう⁵⁴⁾ ⁵⁵⁾。

ただし、ある共同相続人が、遺言により預金のすべてを取得しており、他の共同相続人が遺留分減殺請求権すら有していない場合についていかに考えるべきであろうか。本判決の法理（ないし枠契約説）の論理を純粹に貫けば、預金債権の帰属と預金契約上の地位の承継が別異に解されるため、金融機関は、一方の共同相続人が預金債権を一切取得していないとしても、別途、預金契約上の地位が承継されていることから、かかる共同相続人に対して銀行は被相続人の預金の取引経過についての開示義務があり、開示は守秘義務にも違反しないと解されることとなる⁵⁶⁾。これに対して、「遺言により特定の者が預金の遺贈を受けており、当該預金が開示請求者の預金でない場合、遺留分減殺もせず、あるいは当該相続人に遺留分減殺請求権もない場合には、被相続人の取引経過であっても、当該預金者に対する関係で銀行は守秘義務を負い、開示義務もないものとする。相続放棄をした者、遺産分割協議済みで当該預金の取得者でない者からの開示請求についても同様である」とする見解も存する⁵⁷⁾ ⁵⁸⁾。この点については、遺言の合理的解釈により、預金契約上の地位も預金債権の帰属に従わせるとの解決がありうる⁵⁹⁾。あるいは、まったく預金債権を有しないにも関わらず、合理的理由もなく取引経過開示請求権を行使する場合には、本判決が留保したように、「権利の濫用」に該当する余地も存するものと思われる。

54) 浅生・前掲注18) 84頁。

55) 吉田・前掲注1) 37頁は、本判決は、「浅生重機教授の提案を採用したものと思われる」と指摘する。

56) 浅生・前掲注18) 83頁、石川博康「民法判例レビュー〔第2期〕第104回 今期の主な裁判例〔契約〕」判タ1298号10頁（2009）。

57) 関沢・前掲注1) 16頁。

58) 吉田・前掲注1) 37頁は、浅生教授の提案を評価しつつも、「遺言で特定の相続人にその預金債権が与えられれば、遺留分があればともかく、もはや他の相続人は、管理に口を出すことはできないと考えるほうが素直な解釈に思える」と述べる。

59) 堂園・前掲注1) 10頁。

3. その他の問題

(1) 金融機関の守秘義務との関連⁶⁰⁾

本判決は、取引経過の開示は守秘義務に反するとの銀行側の主張を、「上告人は、共同相続人の一人に被相続人名義の預金口座の取引経過を開示することが預金者のプライバシーを侵害し、金融機関の守秘義務に違反すると主張するが、開示の相手方が共同相続人にとどまる限り、そのような問題が生ずる余地はないというべきである」として、一蹴している。

この点について、基本的には、ここで情報の開示を求めているのは、口座名義人にとって第三者ではなく、共同相続人であるから、守秘義務やプライバシーはそもそも問題とならないとする見解も存する⁶¹⁾。被相続人の秘密が守られる利益の帰属主体については、吉野内判事補は、実質的には各相続人であると⁶²⁾、また浅生教授は、預金契約上の地位は全相続人が承継するので、共同相

60) 銀行の守秘義務について論ずる、近時のものとして、木下正俊「銀行の守秘義務と情報開示を巡る最近の動向」広島ロー 6号1頁以下(2010)。銀行の守秘義務は、「銀行その他の金融機関は顧客との間になした取引およびこれに関連して知り得た情報を正当な理由なくして他にもらしてはならない」義務であるとされ(西原寛一『金融法』76頁(有斐閣、1968))、その根拠として、「商慣習説、信義則説、契約説のほか、プライバシー権・名誉棄損・信用棄損・信用棄損をもとに説明する説、職業秘密に関する証言拒否権を根拠にする説などが主張されている」(木下・同2頁、西原・同76頁)。判タ1290号132頁(2009)の無署名解説においては、原審の理解と本判決の理解の関係について、「原審のように預金債権の行使と取引経過開示請求権の行使を連動させると、預金債権の帰属に争いがあり、これが確定されない間は、共同相続人の一人であるというだけでは取引経過開示請求権の単独行使を肯定することができなくなると思われる。また、分割承継された預金債権につき共同相続人ごとに『自己の預金』を観念するのであれば、他の共同相続人との関係では『自己の預金』であると同時に『他人の預金』としても観念することとなり、プライバシー侵害や守秘義務違反の問題が生ずるように思われる。これに対し、共同相続人全員の預金契約上の地位の準共有を観念するならば、預金債権の帰属をめぐる紛争と切り離して共同相続人の一人による取引履歴開示請求権を認めることが可能であり、開示の相手方が預金契約上の地位の準共有者である共同相続人にとどまる限りにおいては、プライバシー侵害や守秘義務違反の問題が生ずる余地もないと思わる。」と解説している。

61) 遠藤・前掲注1) 23頁。

62) 吉野・前掲注45) 52頁。

続人間で秘密を主張しあうことはできず、故人に対するプライバシーの権利は一般には守られるべきものだが、それも含めて相続人が取得している旨述べる⁶³⁾。

なお、守秘義務の問題に関連して、預金取引経過が個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という）に規定する「個人情報」に該当するかが問題となりうる⁶⁴⁾。ここでの問題は、相続預金の取引経過が、「個人情報」に当たる場合、同法25条に基づく開示請求が認められることになる一方、相続人の一部が反対しているにもかかわらず他の相続人に開示することが同法23条の第三者提供の制限に反しないか、というものである。原則、被相続人の預金取引経過は、「生存する個人に関する情報」（同法2条）とは言えず、「個人情報」（同法2条）に該当しない。たとえ、預金取引経過が死者に関する情報であると同時に、相続者等の生存者の個人情報であると考えたとしても、「特定の個人を識別することができる」（個人識別可能性）との要件（同法2条）を欠く、つまり、「相続預金の取引経過明細について言えば、通常、それ自体から特定の相続人を識別することはできないから、やはりそれは相続人に関する『個人情報』とは言えない」うえ、当該預金口座における相続人への振込みなどから、相続人が特定されるとしても、他の相続人が「第三者」に当たらないとして、相続預金の取引経過開示請求にあたり、個人情報保護法は問題とならないと解されている⁶⁵⁾。

（2）開示義務の限界

本判決は、預金契約が委任の性質を有するとして、開示義務を預金契約上の義務としたことから、預金契約が存続する限り当該預金口座の全期間にわたって開示義務の対象となり、預金口座解約後も報告義務が時効などで消滅するま

63) 浅生・前掲注18) 84頁。

64) 詳しくは、尾崎達夫ほか「相続預金の取引経過明細の開示請求に対する実務対応」金法1774号31頁以下（2006）参照。

65) 尾崎・前掲注64) 31頁。

では同様の開示義務が存続することとなる。開示すべき内容によっては、今後書類やデータの保存について金融機関に過大な負担を強いることともなりかねないとの懸念がなされる。

このような問題については、「個々の取引についての消滅時効期間が経過した後であれば、預金者に委任事務の処理の報告を受ける実益はないことから、開示請求権の行使自体がその根拠を失っていると言うべきであり、仮に預金約款で開示義務を負う期間を通常書類保存期間を基準として定めることも不当な契約とは言えない」との見解が示されている⁶⁶⁾。これに対し、「開示義務を認めながら銀行が一方的に保存期間を定め得るということは考えにくく、義務として論じる限りにおいては開示請求権の消滅時効期間（商行為により生じた債権、つまり債権者または債務者のいずれかにとって商行為に当たる預金取引によって生じた開示請求権は5年、そうでない場合は、10年）が目安となるのではなかろうか」とする見解も存する⁶⁷⁾。

報告義務を排除する合意・条項が不当条項となりうる場合があるにしても、受任者の報告義務の規定が強行規定ではない点を考え併せるならば⁶⁸⁾、合理的な範囲で金融機関の側で取引経過の保存期間を定めることは許容されるのではないだろうか。

なお、本判決は預金取引に含まれる委任事務を根拠に、報告義務としての取引経過開示義務を認めたものであるが、民法653条により委任者の死亡により委任契約が終了することとの関係が問題となりうるが、この点については、前掲注34)において述べたほか、自動継続特約が付された定期預金契約における意思表示として、死後においても委任事務が継続するものと解されている⁶⁹⁾。

(3) 権利の濫用

本判決は、預金取引経過開示請求につき、「開示請求の態様、開示を求める

66) 遠藤・前掲注1) 24頁。浅生・前掲注18) 82頁は、「銀行は、さまざまな事情から過去のデータを含めて、保存期間を短縮するなどのこともできる」とする。

67) 関沢・前掲注1) 14頁。また、尾崎・前掲注64) 32頁。

対象ないし範囲等によっては、預金口座の取引経過の開示請求が権利の濫用に当たり許されない場合があると考えられる」とする。

この点に関連し、【E】びわこ銀行事件判決は傍論において、本判決よりもやや詳細に、日常頻繁かつ大量に行われている預金の報告義務につき、「不必要に何回にもわたって繰り返されているとか、銀行業務に著しい支障が生じるとか、ことさらに銀行業務を混乱させ、停滞させることのみを目的とするなど、権利濫用に当たると判断し得るような場合は、それらの理由によって制限することは可能である」と述べているので参考になろう。

このほか、五. 2 で述べたとおり、預金債権を取得していない共同相続人が、合理的理由もなく（あるいは不当な目的で）取引経過開示請求権を行使する場合については前述のとおり権利の濫用となりうるケースが想定できる。

六. まとめ

本件において金融機関に預金取引経過開示義務が認められるという結論についてはほぼ争いがないようである。本判決の意義は、預金契約において委任契約としての性質が認められる点を明瞭に示したうえで、かかる委任契約における報告義務から端的に預金取引経過開示義務を導いた点にある⁷⁰⁾。この点についても、概ね肯定的な意見が寄せられている。

また、本判決は定期預金に関する取引について委任事務としての性質を認めた点においても特徴的である。従来の預金契約の性質論のなかで、普通預金等の流動性預金について、個々の取引を分析的に理解して、委任事務を導出する

68) 幾代＝広中・前掲注6) 238頁。また、沖野・前掲注34)。

69) 例えば、森永・前掲注1) 355頁は、自動継続特約に基づく継続処理はあくまで定期預金契約時の、預金者の生前の合意に基づく処理であると述べる。

70) 石川・前掲注56) は、「本判決は、預金契約における（共同相続人の一人からの）取引経過開示請求を認めたその結論においても、またそれを預金契約における委任・準委任的要素から基礎付けるその論理構造に関しても、極めて重要な先例的意義が認められる」と述べる。

見解は存した。しかしながら、定期預金についてはわずかに「自動継続処理等」について言及する見解がみられるくらいであり、本判決は従来の見解に比して柔軟に委任事務としての性質を認める姿勢が窺われる。この点に関連して、他の業種における契約⁷¹⁾において、いかなる範囲で取引経過開示が認められるかを考察するにあたって、本判決の射程をいかに理解するかは重要である。さらに、従来付随義務として論じられることが多かった取引経過開示義務が、委任における義務の問題に代置された点を重視するならば、委任契約が他の契約類型と結合して義務を創設する機能や、委任契約における義務と他の契約類型における義務の関係についての考察の契機となりうるものとしても、本判決は重要な意義を有するものである。

また、近年の債権法改正論議のなかでも、流動性預金口座に係る振込取引について委任の規定を適用するとの提案⁷²⁾がなされていることや、役務提供契約に関する一般規定の創設に伴う準委任の適用範囲確定に関する提案がなされ

71) この点について、座談会・前掲注1) 26頁（三上徹発言）が非常に参考となる。三上氏は、「証券会社における決済性の取引、MMFとかMRFなどは機能的には普通預金とあまり変わりませんし、保険会社におきましても、貯蓄型の保険商品、年金商品、あるいは契約者貸付などは総合口座貸越に非常に似ています……（中略）……貸金業者の履歴は、先ほどから議論していますように、（準）委任ではなくて、信義則から導いているわけですが、ではクレジット会社の利用明細はどちらに近いのか。クレジット＝信用・与信と考えると貸金取引の並びに見えますが、立替費用の請求、自動引落しという流れで捉えたと、利用したカードが正しい金額で、正しい時期に請求されているかなど、（準）委任取引そのもののように見えます。

さらに、継続的取引という観点で捉えるのであれば、百貨店の外商とか、商社等の継続的取引であっても委任の要素はあり得ますし、取引経過開示ニーズは付随義務としても出てきそうです。本当の意味での寄託契約、例えば、倉庫業における寄託でも、いつ寄託していつ返還したのか、預かったものがきちんと保管されて、しかるべき者に返還されたのか、やはり問題になり得て、ではなぜ寄託契約一般に、あるいは役務提供契約一般に報告義務のような条文が入ってこないのかという疑問に行き着いてしまいます。本判決はあくまで預金関係の判決にすぎないと思いますが、その考え方の射程はどのあたりまで委任的要素で捉え、どのあたりから信義則による比較衡量とか、情報の格差等を理由にして、信義則開示が要求され、さらには付随的義務になる場面に至るのか、どこにその境界面があるのか」と述べる。

ていることなどを考え合わせると、本判決の射程および含意についてやや込み入った考察することにも若干の意義はあるものと思われる。

＊ 本稿は昨年6月における本学法学研究科での報告に加筆修正を加えたものである。同報告において有益な意見を賜った先生方に改めて御礼申し上げたい。なお、脱稿後、後藤巻則「非典型契約における内容規制」NBL947号82頁以下（2011）、岩藤美智子「本件判批」民商143巻1号72頁以下（2011）、石畝剛士「預金取引経過開示と共同相続（1）」新潟43巻2号39頁以下（2011）など重要な論稿に接したが、本文において言及することができなかった。後藤論文は本判決をめぐる性質決定に関する問題をより広いパースペクティブから取り扱うものであり、岩藤論文は預金契約上の地位を承継しないこととなった相続人による取引経過開示請求権の行使に関し踏み込んだ分析を行う。また、石畝論文は、預金契約の性質論、裁判例および本判決の相違についても極めて詳細な分析を加えており、特に「財産管理」要素についての検討（同論文・66頁）などは、本稿の問題関心からも重要な点である。

〔追記〕 豊泉貫太郎先生には、学生時代に、法学部での「民法演習」および法科大学院での「商法総合Ⅰ」を通じてまことにお世話になりました。先生のご講義はいずれも徹底したソクラティック・メソッドによるものであり、議論は時に法学の根本問題にも及び、どこまでも真の意味での学生の法的思考力の涵養となるものでした。先生のご薫陶を賜った我々は、深い学識、気品あるユーモア、学生への深い思いやりなどを通じて醸される先生のお人柄に理想の法曹像を重ね合わせつつ、日々邁進したものでした。

先生への感謝の意は言い尽くせぬほどですが、このような雑文で示すほかないことをどうかご容赦ください。長期間に亘り法務研究科での教育および大任に碎身された先生に心より御礼申し上げます。

72) 民法（債権法）改正検討委員会・前掲注39）386頁における提案は次のとおりである。

「【3.2.11.18】（流動性預金口座を管理する預金契約）

預金口座にかかる第三者による振込みの受入れ、預金者の受寄者に対する第三者への振込み等の支払指図、その他流動性のある預金口座の利用または管理に関する預金者と受寄者の契約関係については、委任の規定が適用される。」